

防災かわら版

☎ 総務課危機管理係 ☎62-6602

第2回 備蓄について

第1回では食料品の備蓄の必要性について触れましたが、今回はその他に備えておきたいものをご紹介します。いずれも食料品と同様に最低でも3日分、できれば7日分を用意しておくで安心です。

01 食料品と一緒に備えておきたい道具類

カセットコンロ・ガスボンベ	ボンベは1人1週間で6本が目安。使用期限にも注意。
ラップフィルム	皿に敷くと洗わなくてよい。止血にも使える。
ポリ袋	調理や、耐熱性のあるものは湯せん調理にも使える。
キッチンさみ	まな板・包丁を使わずに食材をカットできる。
使い捨て手袋	手を汚さずに食事の準備をすることができる。
紙皿・紙コップ・割り箸	水が使えない場合に洗わなくてよい。

02 衛生用品

災害が起こると断水などによりトイレで排泄物が流せないおそれがあるので、ゴミとして処理できる非常用の携帯トイレがあるとよいです。

また、普段から使用する日用品や感染対策物品も、少し多めに備えておくとういでしょう。

携帯トイレ・トイレトイレットペーパー（1人1日5回×7日分）、生活用水（浴槽やポリタンク、バケツなどに貯水しておくとうい）、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、ゴミ袋、マスク、アルコール消毒液、ウエットティッシュ、市販薬や持病の薬 など

消 防 災 人

消防団 rescue.08
第8分団長 福岡 安生

〔管轄区域：合川南 団員数：42人（2/1現在）〕

消防団の活動は、訓練や防火活動を通して火の恐ろしさや火災予防の重要性を学び、私たち自身の生活を見直す機会ともなります。消防活動や火災予防に興味のある方は、ぜひ消防団に参加していただきたいと思ひます。私たちと一緒に地域の安心・安全のために活動しませんか。



☎ お近くの分団員、消防本部総務課 ☎62-1119

お申込み
お早めに!

未来を担う新社会人を応援/ 北秋田市で暮らすと！ フレッシュアズ応援金事業

- 1. 応援金の額**
1人あたり10万円
(市内で就職または起業した方は5万円を加算)
- 2. 対象者**
 - ①本市に住民登録をしている方
 - ②令和3年度に中・高・大学、専門学校等を卒業・中退し、令和4年度末までに就労・起業した方
 - ③上記①と②の条件を満たした日から2年以上、本市に定住する意欲のある方
 - ④申請日において、通算して3年以上本市に住民登録がある方
(その他条件があります)
- 3. 申請期限**
①と②の条件を満たした日から1年以内



▲フレッシュアズ
応援事業

☎ 総合政策課移住・定住支援室 ☎62-8002

国民健康保険に加入している皆さまへ 令和5年3月から高額療養費の支給申請手続きを簡素化できます!

高額療養費支給申請手続きの簡素化とは?

これまで高額療養費の申請にあたっては、医療機関で受診した領収書を窓口まで持参していただいていたのですが、3月から領収書の提示なしでの自動振込を選択することができるようになりました。この方式への変更には、手続きの簡素化用の高額療養費支給申請書を市民課国保年金係または各総合窓口センター、各出張所に提出していただく必要があります。

高額療養費とは?

医療費の自己負担が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は世帯内の国保加入者の所得や年齢により異なります。



手続きに必要なもの

- ・本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・振込先の金融機関口座が分かるもの
※世帯主と受取人が異なる場合は、印鑑が必要になります。(認印可)

国民健康保険加入・脱退の手続きをお忘れなく!

手続きは14日以内をお願いします。
◀ご注意ください!▶
学生として転出される場合は、別途手続きが必要になります。詳細はお問い合わせください。

申請の受付窓口

- ・市民課国保年金係・各総合窓口センター、出張所

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118

令和4年度 市民提案型まちづくり事業補助金

市民の皆さま自らが地域のことを考え、地域課題の解決や地域振興に取り組む活動を支援し、団体が自発的に行うまちづくりに役立つ公益的な事業に対して補助金を交付しました。



交付団体/代表者 響(HIBIKI)/杉渕路子
事業名称 昔の蔵で音楽の響きを楽しもう
実施年度 令和4年度

☎ 生活課地域推進係 ☎62-6628

国民年金保険料 学生納付特例制度のご案内

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予する制度です。対象者は20歳以上の学生で、本人の前年所得が128万円以下の方となります。ご希望の方は、在学期間が分かる学生証のコピーまたは在学証明書を持参のうえ申請してください。

また、現在「学生納付特例制度」により保険料を納付猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方へ、3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構より送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキを返送することにより令和5年度の申請ができますので、忘れずにお手続きください。

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118
鷹巣年金事務所 ☎62-1490